

Ⅲ 參考資料

子育て世帯臨時特例給付金について

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の支えを
図る観点から、臨時的な給付措置を行うもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な
給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

(1) 名称

子育て世帯臨時特例給付金

(2) 実施主体

市町村（特別区を含む。）

(3) 支給対象者

基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年
の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの。

(4) 対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。

- ※1 基準日に生まれた児童も対象に含める。
- ※2 基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。
- ※3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。

ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者及び生活保護の被保護者等は除く。

(5) 基準日

平成26年1月1日（臨時福祉給付金と同日）

(6) 給付額

対象児童一人につき1万円

(7) 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担

参考資料1

「好循環実現のための経済対策」（抄）

（平成25年12月5日閣議決定）

第2章 具体的施策

IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる。

（略）

- 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（厚生労働省）
- 子育て世帯に対する臨時特例給付措置

子育て世帯臨時特例給付金（対象者）

支給対象者

- 基準日（平成26年1月1日）における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないものの。
 - ※1 基準日に生まれた児童については、平成26年2月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者。
 - ※2 基準日以後に死亡した場合には、配偶者等に支給する方向で検討中。
 - ※3 児童手当と同様、支給対象者がDV加害者である場合は、児童を同伴するDV被害者（配偶者）に支給する方向で検討中。

対象児童

- 支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童。
 - ※1 基準日に生まれた児童も対象に含める。
 - ※2 基準日より後に生まれた児童や基準日以後に死亡した児童は対象外。
 - ※3 基準日時点で中学生である児童は、実際の申請・支給時に中学校を修了している場合においても対象。
- ただし、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の対象者（*1）及び生活保護の被保護者（*2）等は除く。
- （*1）消費税率の引上げに伴う影響の緩和という点において、臨時福祉給付金と同様であることを考慮して、対象外としている。
＜臨時福祉給付金の対象者＞
市町村民税（均等割）が課税されていない者から、以下の者を除いたもの。
 - ・ 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ・ 生活保護制度内で対応される被保護者等
 - （*2）生活保護の被保護者については、平成26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため、対象外としている。

子育て世帯臨時特例給付金（給付額）

金額

- 対象児童一人当たり1万円。

考え方

- 消費税率引上げに際し子育て世帯への影響を緩和する等の観点から実施するものであり、臨時福祉給付金の給付額を参考に、対象児童一人当たり1万円としたもの。

支給回数

- 今回の給付措置は、臨時特例的に行うものであり、1回限りで支給する。

子育て世帯臨時特例給付金（支給手続）

支給手続

- 支給対象者は、原則として、基準日（平成26年1月1日）時点の住所地の市町村（特別区を含む。）に対して、支給の申請を行う。
- 申請を受け付けた市町村は、児童手当の受給状況、前年の所得、臨時福祉給付金の受給資格等について審査の上、支給対象者に対して支給を行う。
- * 基準日より後に転居をした場合であっても、転入先ではなく、1月1日時点の住所地の市町村が支給を行う。
- * 市町村が地域住民（公務員を含む。）に一元的に支給。
 - ※ 子育て世帯臨時特例給付金は、児童手当の上乗せではなく、子育て世帯への消費税の影響緩和等の観点から支給するもの。
 - ※ 市町村における円滑な事務実施のため、公務員については、例えば以下のような措置を検討。
 - ・支給対象者を容易に判断できるよう、平成26年1月分の児童手当受給者である旨の証明書を所屬庁が発行。
 - ・公務員への申請勧奨は、一義的に各所屬庁において実施し、申請漏れが生じないよう徹底。

子育て世帯臨時特例給付金（その他）

経費

- 子育て世帯臨時特例給付金に要する経費については、平成25年度補正予算案に1,473億円を計上している。

（内訳）

- ・ 給付費 1,271億円
- ・ 事務費 202億円（うち、地方公共団体分 200億円）

スケジュール等

- 支給時期については、各自治体において、準備が整い次第支給する。
 - * 消費税率引上げの影響を緩和する等の趣旨に鑑み、臨時福祉給付金の支給スケジュールを踏まえつつ、支給する。

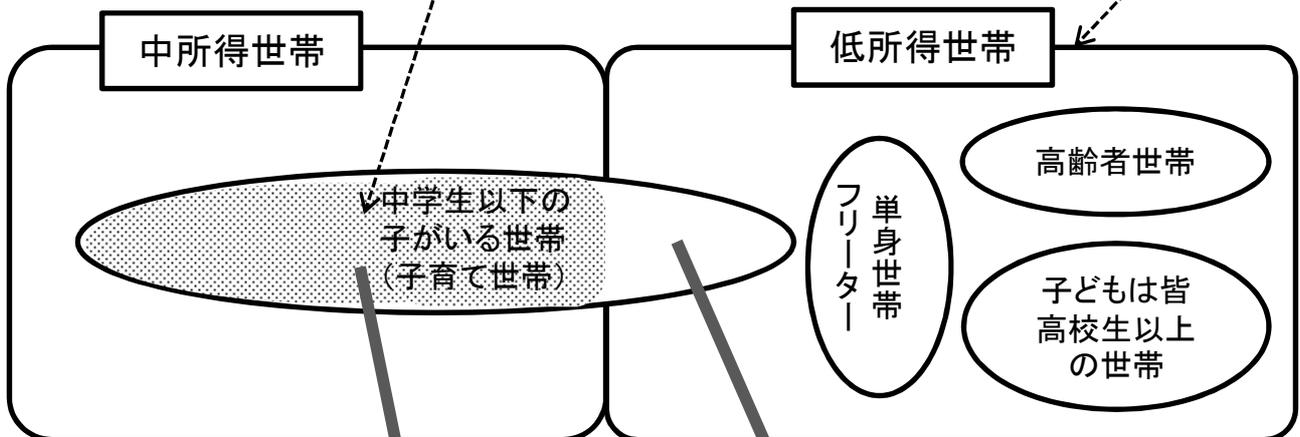
子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の給付対象のイメージ

- 臨時福祉給付金は、低所得者であれば、子育て世帯でも、単身世帯でも、高齢世帯でも、全員に1万円(加算の場合は1万5千円)ずつ支給。
- 子育て世帯臨時特例給付金は、中所得世帯について、児童1人当たり1万円を、児童手当受給者に支給。

<イメージ>

子育て世帯臨時特例給付金の対象

臨時福祉給付金の対象



※高所得世帯は対象外

例えば

例えば

子育て世帯(中所得)	子育て世帯(低所得)
<p>※「父」のみ市町村民税(均等割)課税者</p> <p>対象児童「妹」に係る子育て臨時給付金を支給対象者である「父」に支給</p>	<p>※全員市町村民税(均等割)非課税者</p> <p>「父」・「母」・「兄」・「妹」に係る臨時福祉給付金をそれぞれ本人に支給 (実際は「父」が代理受領することを想定) ※「妹」は臨時福祉給付金の支給対象となるため、子育て臨時給付金の支給対象外(併給調整)</p>

※実線による四角囲みが住民基本台帳上の世帯、□が子育て世帯臨時特例給付金の支給対象者、○が子育て世帯臨時特例給付金の対象児童、◇は臨時福祉給付金の支給対象者

- 「父」: 基準日における児童手当受給者
- 「母」: 「父」の配偶者(配偶者控除の対象者)
- 「兄」: 「父」の児童手当の対象児童ではなく、「父」の扶養親族(高校2年生)
- 「妹」: 「父」の児童手当の対象児童で、かつ「父」の扶養親族(中学2年生)

子育て世帯臨時特例給付金と臨時福祉給付金の関係（大まかなイメージ）

子育て世帯



○ 対象となる児童の扶養者が、平成26年度分の市町村民税（均等割）を課税されているかどうか



課税

いずれか一方の給付金のみ支給



非課税

中所得者

子育て世帯臨時特例給付金が支給

低所得者

臨時福祉給付金が支給

○ 平成26年1月1日における同月分の児童手当の受給者であって、平成25年の所得が児童手当の所得制限額に満たないもの

※ただし、1月1日に生まれた児童は対象

○ 支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童の数に応じて支給

※臨時福祉給付金の対象者は除外

<給付額>

対象児童一人につき1万円

○ 平成26年1月1日において市町村民税（均等割）が課税されていない者（市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等は除外）

○ 児童のみならず、これを扶養する者にも支給される

<給付額>

支給対象者一人につき1万円（加算措置の対象の場合5千円を加算）

参考資料3

※ 生活保護の被保護者等についてはいずれも不支給

簡素な給付措置(臨時福祉給付金)

要求額:3, 420億円

<目的>

- 消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額約3,000億円の給付措置を行う(「消費税及び地方消費税の引上げとそれに伴う対応について」(平成25年10月1日閣議決定))。

<内容>

(1) 給付対象者

- 市町村民税(均等割)が課税されていない者(市町村民税(均等割)が課税されている者の扶養親族等を除く)・・・2, 400万人
(注)生活保護制度内で対応される被保護者等は対象としない。
- 給付対象者のうち、以下のいずれかに該当する者には、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、一人につき5,000円を加算・・・1, 200万人
 - ・ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給者等
 - ・ 児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律(平成17年法律第9号)の対象となる手当(児童扶養手当、特別障害者手当等)の受給者等

(2) 給付額(1回の手続で支給)

- 給付対象者一人につき、10,000円
- 加算対象者一人につき、5,000円

(3) 事務費

- 国及び地方公共団体(都道府県、市町村)において給付の実施に要する経費を国が負担



(市区町村)

参考資料4

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）

（平成25年10月1日閣議決定）（抄）

① 趣旨

- 臨時福祉給付金は、低所得者ほど生活に必要不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、低所得者対策として消費税率が8%の段階で、暫定的・臨時的に実施するもの。

② 内容

- 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、
 - ① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ② 生活保護制度内で対応される被保護者等を除いた者を給付対象とする。
- 所得の少ない家計ほど生活に必要不可欠な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に、給付額を1万円とする。
- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円を加算する。

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔対象者〕

① 対象者の概要

- 実務上の対応可能性や社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性を踏まえ、市町村民税（均等割）が課税されていない者から、
 - ① 市町村民税（均等割）が課税されている者の扶養親族等
 - ② 生活保護制度内で対応される被保護者（※）等を除いた者を給付対象とする。

（※）生活保護の被保護者については、26年4月に消費増税による負担増の影響分を織り込んで生活扶助基準の改定を行うことを想定しているため対象外としている。

② 対象外の者

- 生活保護の基準の例による給付を行っている国立ハンセン病療養所等入所者家族生活
援護費の受給者等を給付対象外とすることを想定している。
（参考）現在想定している給付対象外とする者
 - ・ 中国残留邦人等に対する支援給付の受給者
 - ・ 国立ハンセン病療養所等入所者家族生活援護費の受給者
 - ・ ハンセン病療養所非入所者給与金(援護加算分)の受給者

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔給付額〕

① 金額

- 1万円という金額については、所得の少ない家計ほど生活に必要な食料品の消費支出の割合が高いことを踏まえ、消費税率の引上げによる1年半分の食料品の支出額の増加分を参考に設定したものの。

② 回数

- 今回の給付措置は、消費税率が8%である期間を対象に暫定的・臨時的措置として行うものであることから、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的なものとするため、1回の手続きで支給する。

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）（加算）

① 加算措置の概要

- 26年4月からの消費税率引上げに加え、26年4月の年金の特例水準解消等を考慮し、老齢基礎年金の受給者等については、一人につき5千円（※）を加算することとしたもの。
（※）平成26年4月の特例水準解消について、基礎年金の平均受給額が概ね5千円減少すると見込まれることを踏まえ設定。

② 加算措置の対象者

- 26年4月の年金の特例水準解消等を考慮して、老齢基礎年金・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者等に加え、年金と同様に特例水準解消の対象となる手当の受給者等を加算措置の対象としている。

（参考）上記の他、現在想定している加算措置の対象者一覧

- ・ 児童扶養手当の受給者
- ・ 特別児童扶養手当の受給者
- ・ 特別障害者手当の受給者
- ・ 障害児福祉手当の受給者
- ・ 福祉手当（経過措置分）の受給者
- ・ 原爆被爆者諸手当の受給者
- ・ 毒ガス障害者対策手当及びガス障害者対策手当の受給者
- ・ 予防接種法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法に基づく健康被害救済給付金の受給者
- ・ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法に基づく医薬品副作用被害救済制度又は生物由来製品感染等被害救済制度の受給者

簡素な給付措置（臨時福祉給付金）〔そのほか〕

① 所要額

- 臨時福祉給付金に要する経費については、平成25年度補正予算案に3,420億円を計上している。

（内訳）

- ・ 給付費 3,000億円（本体部分：2,400万円×1万円）、加算部分：600億円（1,200万人×5千円）
- ・ 事務費 420億円

② 支給時期

- 給付申請受付開始日は、各市町村の規模、実情等に応じて、市町村において決定する（平成26年度分の市町村民税に係る所得情報の把握など、給付を開始する体制が整い次第、可能な限り早期に開始して頂くことをお願いしたい。）。
- 給付申請期限は、当該市町村における給付申請受付開始日から3か月とすることを基本とする。ただし、地方公共団体の規模、実情等によってこの期限で対応しがたい場合には、給付申請受付開始日から3か月以上6か月以内の範囲とすることができる。

子育て世帯臨時特例給付金発出事務連絡等一覧（平成 25 年 12 月 6 日～）

No.	日付	文書名
1	平成 25 年 12 月 6 日	（経済対策の閣議決定についての連絡）
2	平成 25 年 12 月 12 日	平成 25 年度補正予算案における「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」について
3	平成 25 年 12 月 16 日	「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」に関する全国説明会の開催について
4	平成 25 年 12 月 20 日	子育て世帯臨時特例給付金の実施について
5	平成 25 年 12 月 20 日	「子育て世帯臨時特例給付金」に係る検討状況について
6	平成 25 年 12 月 20 日	「子育て世帯臨時特例給付金」に関する全国説明会の開催について
7	平成 25 年 12 月 26 日	子育て世帯臨時特例給付金給付事業費補助金及び子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金に係る予算等について
8	平成 25 年 12 月 26 日	補助金等の交付の事務の一部を都道府県知事が行うこととする場合の事前協議について
9	平成 25 年 12 月 26 日	子育て世帯臨時特例給付金支給の準備作業における関係リストの作成及び情報提供について
10	平成 25 年 12 月 26 日	「子育て世帯臨時特例給付金」に係る検討状況等について（情報提供及び準備事務実施依頼）
11	平成 25 年 12 月 26 日	「子育て世帯臨時特例給付金」事業実施事務について（所属職員に対する児童手当支給事務担当課（室）における事務関係）

事務連絡
平成25年12月6日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課
育成環境課

児童福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、昨日5日に「好循環実現のための経済対策」が閣議決定されました。この中に、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」の実施が盛り込まれております。

また、本日、子育て世帯に対する臨時特例給付措置に関する関係大臣の打ち合わせが実施され、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」が、別添の通り関係大臣の間で確認され、厚生労働省において総務省及び財務省の協力を得て、具体化の作業を進めることとなりました。

つきましては、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」ほか、関係資料を情報提供いたします。今後、具体的な検討を進めていくこととなりますが、逐次情報提供させていただきますので、施策の実現に向けてご協力いただきますようお願いいたします。

なお、管内市町村への周知につきましてよろしく願いいたします。

【照会先】

育成環境課児童手当管理室
山口、永倉（内線：7915）

電話：03-5253-1111（代）

子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方

平成 25 年 12 月 6 日

「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）第 2 章 IV 「低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和」に定める「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」については、以下の基本的考え方に沿って、与党と十分連携しつつ、具体化を進める。

1 給付の趣旨

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯に対する臨時特例給付措置を実施する。

2 対象児童

実務上の対応可能性、事務の効率性に配慮しつつ、児童手当の支給対象児童（特例給付の支給対象児童、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の給付対象者及び生活保護制度内で対応される被保護者等を除く。）を基本とする。

3 給付額

対象児童一人につき 1 万円とする。

4 実施方法

子育て世帯に対する臨時特例給付措置の実施に当たっては、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的な枠組みとする。また、市町村をはじめとする地方の協力が不可欠であることから、具体的な実施方法については、今後、地方と協議を行い、決定することとする。

臨時特例給付措置の実施に要する費用については、国が負担する。

臨時特例給付措置の実施のために必要な国の業務は、総務大臣及び財務大臣の協力を得て、厚生労働大臣が担当するものとする。

「好循環実現のための経済対策」(抄)

(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)

第 2 章 具体的施策

IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる。

(略)

- ・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（厚生労働省）
- ・ 子育て世帯に対する臨時特例給付措置

事務連絡

平成 25 年 12 月 12 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

総務課

育成環境課

平成 25 年度補正予算案における
「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」について

児童福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り、感謝申し上げます。

さて、本年 12 月 6 日付けで「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」の実施についてお知らせしたところですが、本日、平成 25 年度補正予算案（第 1 号）が閣議決定されました。子育て世帯に対する臨時特例給付措置に要する経費につきましては、この補正予算案に計上されましたので、その要求額等を下記のとおりお知らせいたします。

同事業の実施につきましては、現在、内容を精査しているところですので、年内中に、おって予算計上に当たっての考え方等をお示しいたします。

なお、管内市町村（特別区を含む。）への周知につきましてよろしく願います。

記

子育て世帯に対する臨時特例給付措置に要する経費 1,473 億円

うち、給付費 1,271 億円

事務費 202 億円（地方公共団体分 200 億円）

【照会先】

育成環境課児童手当管理室

滝澤、堀江（内線：7913、7914）

電話：03-5253-1111（代）



平成25年度厚生労働省補正予算（案）の概要 抄

I 好循環実現のための経済対策関係 8,828億円

第4 低所得者・子育て世帯への影響緩和 4,893億

① 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称）） 3,420億円

消費税率の引上げに際し、低所得者に与える負担の影響に鑑み、一体改革の枠組みの中で講じる社会保障の充実のための措置と併せ、低所得者に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として、総額3,000億円の給付措置を行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

② 子育て世帯に対する臨時特例給付措置 1,473億円

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、総額1,271億円の給付措置を行うこととし、市町村に対する給付費及び円滑な支給に必要な事務費の補助等を行う。

「好循環実現のための経済対策」(抄)

(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)

第 2 章 具体的施策

IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる。

(略)

- ・簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（厚生労働省）
- ・子育て世帯に対する臨時特例給付措置

子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方

平成 25 年 12 月 6 日

「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）第 2 章 IV「低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和」に定める「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」については、以下の基本的考え方に沿って、与党と十分連携しつつ、具体化を進める。

1 給付の趣旨

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯に対する臨時特例給付措置を実施する。

2 対象児童

実務上の対応可能性、事務の効率性に配慮しつつ、児童手当の支給対象児童（特例給付の支給対象児童、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の給付対象者及び生活保護制度内で対応される被保護者等を除く。）を基本とする。

3 給付額

対象児童一人につき 1 万円とする。

4 実施方法

子育て世帯に対する臨時特例給付措置の実施に当たっては、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的な枠組みとする。また、市町村をはじめとする地方の協力が不可欠であることから、具体的な実施方法については、今後、地方と協議を行い、決定することとする。

臨時特例給付措置の実施に要する費用については、国が負担する。

臨時特例給付措置の実施のために必要な国の業務は、総務大臣及び財務大臣の協力を得て、厚生労働大臣が担当するものとする。

事務連絡
平成 25 年 12 月 16 日

各

都道府県
指定都市
中核市

 民生主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
総務課
育成環境課

「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」に関する全国説明会の開催について

児童福祉行政の推進につきましては、日頃よりご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」につきましては、平成 25 年 12 月 12 日付
けで閣議決定された平成 25 年度補正予算案（第 1 号）に実施に必要な経費が計上されたところ
です。

実施のための基本的事項につきましては、年内に示すべく検討を進めておりますが、下記
により説明会を開催することといたしますので、取り急ぎ連絡申し上げます。

なお、出席者登録の依頼等は別途ご連絡させていただきます。

記

1. 日時 平成 26 年 1 月 10 日（金）13 時 30 分～16 時 30 分（予定）
2. 会場 三田共用会議所講堂
（〒105-0001 東京都港区三田 2-1-8）
3. 内容 「子育て世帯に対する臨時特例給付」の支給事務について
4. その他 会場の都合から、各地方公共団体につき 2 名までの出席にさせていただきます
く予定

【担当】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
育成環境課児童手当管理室
山口、下間
TEL 03-5253-1111（内線：7915）
FAX 03-3595-2672

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働事務次官
(公印省略)

子育て世帯臨時特例給付金の実施について

本年 12 月 5 日に閣議決定された「好循環実現のための経済対策」に基づき、「消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、(中略) 子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる」こととなりました(別紙 1 参照)。

また、本年 12 月 6 日の関係閣僚打合せにおいて、「子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方」が関係大臣の間で確認され、同措置は、消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するものであること、同措置の実施業務は、厚生労働大臣が総務大臣及び財務大臣の協力を得て担当することとされました(別紙 2 参照)。

厚生労働省においては、本年 10 月に設置された「簡素な給付措置支給業務実施本部」を改組し、「簡素な給付措置及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務実施本部」(以下「実施本部」という。)として、両措置に係る検討を一体的に進めてまいります(別紙 3 参照)。

子育て世帯臨時特例給付金の事業の実施については、市町村(特別区を含む。以下同じ。)が実施する給付事業を対象とし、国が補助金(補助率 10 分の 10)を交付するものであり、地方公共団体の御協力が必要です。

具体的な実施方式については、現在、実施本部において鋭意検討を行っているところですが、実態に即した制度とするよう、地方公共団体の御意見を十分にお聞きしつつ、できる限り市町村の事務の負担の少ない仕組みにより実施できるように努めますので、是非とも本事業の実現に御協力いただくようお願いいたします(現時点で検討している制度の概要については、別紙 4 参照)。

なお、本通知については、貴都道府県内の市町村に対して、御連絡いただくようお願いいたします。

【連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
子育て世帯に対する臨時特例給付措置支給業務室
山口、下間
TEL 03-5253-1111 (内線: 7850)
FAX 03-3595-2672

「好循環実現のための経済対策」(抄)

(平成 25 年 12 月 5 日閣議決定)

第 2 章 具体的施策

IV. 低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和

消費税率引上げによる需要の過度の変動が景気の下振れリスクとならないよう、経済政策パッケージに基づき駆け込み需要とその反動減等に対応した給付措置及び低所得者への影響を緩和するための給付措置を講ずるとともに、子育て世帯への影響を緩和するための給付措置を講ずる。

(略)

- ・ 簡素な給付措置（臨時福祉給付金（仮称））（厚生労働省）
- ・ 子育て世帯に対する臨時特例給付措置

子育て世帯に対する臨時特例給付措置の具体化に向けての基本的考え方

平成 25 年 12 月 6 日

「好循環実現のための経済対策」（平成 25 年 12 月 5 日閣議決定）第 2 章 IV「低所得者・子育て世帯への影響緩和、駆け込み需要及び反動減の緩和」に定める「子育て世帯に対する臨時特例給付措置」については、以下の基本的考え方に沿って、与党と十分連携しつつ、具体化を進める。

1 給付の趣旨

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として、子育て世帯に対する臨時特例給付措置を実施する。

2 対象児童

実務上の対応可能性、事務の効率性に配慮しつつ、児童手当の支給対象児童（特例給付の支給対象児童、簡素な給付措置（臨時福祉給付金）の給付対象者及び生活保護制度内で対応される被保護者等を除く。）を基本とする。

3 給付額

対象児童一人につき 1 万円とする。

4 実施方法

子育て世帯に対する臨時特例給付措置の実施に当たっては、事務・費用の両面でできる限り簡素で効率的な枠組みとする。また、市町村をはじめとする地方の協力が不可欠であることから、具体的な実施方法については、今後、地方と協議を行い、決定することとする。

臨時特例給付措置の実施に要する費用については、国が負担する。

臨時特例給付措置の実施のために必要な国の業務は、総務大臣及び財務大臣の協力を得て、厚生労働大臣が担当するものとする。

平成 25 年 12 月 19 日 改組

簡素な給付措置及び子育て世帯に対する臨時特例給付措置
支給業務実施本部

本部長	厚生労働審議官
本部長代理	雇用均等・児童家庭局長 社会・援護局長 政策統括官(社会保障担当)
副本部長	大臣官房審議官(賃金、社会・援護・人道調査担当) 大臣官房審議官(雇用均等・児童家庭、少子化対策担当) 大臣官房審議官(老健、障害保健福祉、医療・介護地域連携担当) 年金管理審議官
構成員	健康局総務課長 雇用均等・児童家庭局総務課長 社会・援護局総務課長 社会・援護局障害保健福祉部企画課長 老健局総務課長 年金局総務課長 参事官(社会保障担当参事官室長併任)

子育て世帯臨時特例給付金について

1. 名称

子育て世帯臨時特例給付金

2. 趣旨

消費税引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えを図る観点から、臨時的な給付措置として実施するもの。児童手当の上乗せではなく、臨時福祉給付金（簡素な給付措置）と類似の給付金として、これと併給調整をして支給するものである。

3. 実施主体

市町村（特別区を含む。）

4. 支給対象者

6の基準日における平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の受給者であって、その前年の所得が児童手当の所得制限額に満たないものを基本とする。

5. 対象児童

4の支給対象者の平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む。）の対象となる児童（臨時福祉給付金の対象者及び生活保護の被保護者等を除く。）を基本とする。

6. 基準日

平成26年1月1日（臨時福祉給付金の基準日と同日）

7. 給付額

5の対象児童1人につき10,000円

8. 費用

全額国庫負担（10/10）

※ 実施にかかる事務費についても、全額国庫負担